

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 福島国民年金 事案 610

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私の父が納付してくれていた。  
父は既に亡くなっており、納付状況は不明であるが、申立期間だけが未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及び申立人の姉が当時同居していたと記憶している者のうち、申立期間に国民年金に加入していた申立人の母及び姉は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認できる事情は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月16日まで

私は、申立期間にA社B事業所に勤務した。同社同事業所では、自分の2年前から勤務していた兄と同じ部署であるC課のD工程に配属され、終戦まで勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の兄と同期入社であり、申立人と同じA社B事業所C課のD工程の作業に従事していた同僚二人が、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶していることに加え、当該同僚については、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管されていないところ、C社会保険事務局（当時）では、「戦災により当局が保管していた被保険者名簿や払出簿の一部が消失したことが確認できる。」としていることから、同社に係る当該被保険者名簿についても焼失した可能性が否定できない。

また、現在保管されている厚生年金保険手帳記号番号払出簿については、

戦後に復元されていることが確認できるところ、当該払出簿には、i) 払出年月日及び事業所の整理記号が記載されておらず、払出先の事業所が特定できないこと、ii) 厚生年金保険手帳記号番号に欠番があること、iii) 同一の厚生年金保険手帳記号番号であるにもかかわらず、被保険者名が、被保険者台帳と当該払出簿とで異なる記録が確認できること、iv) 被保険者の氏名に空欄が散見されることなど、記録管理の不備が多くみられる上、昭和19年にA社に払い出されたと考えられる厚生年金保険手帳記号番号に係る被保険者台帳のうち、かなりの数の台帳が保管されていない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年11月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 767

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年12月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年12月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和54年2月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年12月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月26日から同年8月1日まで

私は、昭和54年4月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人の申立期間を含む昭和54年3月26日から同年8月1日までの期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 54 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年10月にA社に入社し、申立期間も継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 773 (事案 11 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 研究所における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 8 月 5 日とし、当該期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 8 月 5 日から同年 12 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 工場における資格取得日に係る記録を同年 8 月 5 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日まで  
② 昭和 31 年 8 月 5 日から同年 12 月 12 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同日付けで同社 B 研究所に、その後、同年 8 月 5 日付けで同社 C 工場にそれぞれ勤務したにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無く、申立期間②の被保険者資格取得日が同年 12 月 12 日となっていることに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、A 社から提出された申立人に係る従業員台帳の厚生年金保険被保険者証欄に記載されている厚生年金保険手帳記号番号は、資格取得日を昭和 31 年 12 月 12 日として、32 年 1 月 7 日に払い出されていることが

確認できること、ii) 同社の人事記録等により、申立人と同日に入社したことが確認できた同職種の同僚3人も、全国の工場に配属された後の31年8月又は同年9月に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間①については、既に申立人及びA社から提出されている辞令及び申立人に係る従業員台帳により、申立人が申立てに係る事業所に昭和31年4月1日から継続して勤務していたことが確認できることに加えて、新たに、i) 申立人と同職種で、29年、30年、32年及び33年に入社した同僚は、同社B研究所において、入社日(毎年4月1日)と同日付けで被保険者資格を取得していることが判明したこと、ii) 申立人と同職種で、31年に入社した同僚に聴取したところ、同社同研究所において初めて給与を支給された際に、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを具体的に記憶している者が確認できたことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種で、昭和30年及び32年にA社に入社した同僚の同社B研究所における資格取得時の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、前述の辞令及び従業員台帳により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたこと(昭和31年8月5日にA社B研究所から同社C工場に異動)が確認できることに加えて、前述のとおり、申立人と同職種で、昭和29年、30年、32年及び33年に入社した同僚は、入社日(毎年4月1日)と同日付けで被保険者資格を取得していることが新たに判明したことなどから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における

昭和 31 年 12 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島国民年金 事案 611

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

A 市 B 町に居住している時期に、国民年金保険料の納付に係る通知が役場から送付されたので、役場を訪ねたところ、窓口で、全部納付しておく  
と将来のためになる旨を説明され、後日、振込用紙のようなものが送付されてきた。その用紙を使って、私は、C 郵便局で、何十万という金額を現金で納付した記憶があるので、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B 町に居住している時期に申立期間に係る国民年金保険料を納付したと述べているところ、戸籍の附票により申立人が住民票を同市 B 町に異動したことが確認できる昭和 51 年 8 月の時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が A 市 B 町に居住している時期には第 3 回特例納付が実施されているものの、申立期間の国民年金保険料を納付した時期及び納付金額についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立期間は、59 か月と長期間に及んでいる上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年11月まで

私は、勤務していた会社を辞めた直後の昭和50年5月に、国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付は義母が行っていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に国民年金の任意加入手続を行ったと述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録には、いずれも51年12月4日に任意加入したことが記録されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月ごろから 32 年 3 月ごろまで  
② 昭和 32 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、申立期間①には、高校の同級生の紹介により A 社に勤務していた。また、申立期間②には、B 社に勤務していた。

両事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の元従業員は、「A 社では、大部分の従業員について 1 年間の試用期間を設けており、試用期間には厚生年金保険に加入させない方針である旨の説明を上司から受けたことを記憶している。私が当時の給料明細書の内容を記録した帳面によれば、入社後 1 年間は給料から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、私の厚生年金保険被保険者記録と合致する。」と述べている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を同社に紹介したとする同級生は、入社からおおむね 1 年経過後に、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が記憶している同僚及び当時の関係者の連絡先も不明である上、当時、同社に在籍していた複数の元従業員に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料

及び回答を得ることはできなかった。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、それぞれの事業所に勤務していた期間及び厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月ごろから 39 年 6 月 1 日まで

A 監督部発行の有資格者証の記録により、申立期間に B 社の C 事業所に勤務していたことは明らかである上、一緒に勤務していた父からは、「お前も厚生年金保険に加入している。」と何度も聞かされていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 監督部発行の有資格者証及び複数の同僚の記憶により、申立人が、申立期間当時、B 社の C 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、B 社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、B 社の C 事業所において事務を担当していた同僚は、「当時、C 事業所の現場従業員については日雇契約が原則であり、数年間勤務した後に厚生年金保険に加入させる取り扱いとしていた。」と述べているところ、申立人と同様、現場従業員であった複数の同僚も、「入社してから数年間厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれが記憶する入社時期の約 5 年後となっていることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の父については、B 社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は

定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。